

Q. 中能登町外から定住しなければ補助金交付対象になりませんか？

A. 以前から中能登町に住民登録のある方でも、令和3年4月1日以降（日本学生支援機構奨学金の場合）、または令和5年4月1日以降（石川県育英資金の場合）に町内事業所等に就職し、その他の要件も満たしている場合は補助対象となります。

Q. 5年前から中能登町内に居住し、正規雇用で働いています。

転職した場合補助金交付対象となりますか？

A. 令和3年4月1日以降（日本学生支援機構奨学金の場合）、または令和5年4月1日以降（石川県育英資金の場合）新たに町内事業所等に正規社員として雇用され、他の要件も満たす場合は対象となります。

Q. 今年度末時点（R4.3.31）における年齢が34歳ですが、補助金交付対象となりますか？

A. 交付申請年度末に35歳未満の方を要件としていますので、他の要件も満たしていれば今年度（R3）のみ補助金交付対象となります。

Q. 学校中退者は対象となりますか？

A. 学校中退者でも補助対象者の要件を満たし、現に奨学金を返還している場合は対象となります。

Q. 10月末までに補助金の申請ができなかった場合はどうなりますか？

A. 翌年度の4月～10月末までに申請を行ってください。初年度申請から最大5年間は補助対象期間となります。2年度目以降継続の方についても、毎年度申請が必要です。

Q. 補助金の交付を3回（3か年分）受けた後、4年度目に町外に転出することになりました。補助金は交付されますか？

A. 補助対象者の要件を満たしている期間が補助金対象期間としていますので、申請した年度の途中で町外転出した場合、当該年度以降（4年度目）の補助金交付はできません。それ以前に既に交付された補助金（3か年分）については、不正受給等の特段の理由がない限り返還の必要はありません。

Q. 奨学金の返還の事実を証するものとは具体的に何か？

A. 通帳の写し、領収書、ATM利用明細書等になります。

Q. 休業（産休、育休、病休等）した場合はどうなりますか？

A. 離職していなければ補助対象となります。実績報告時に、在籍証明書（様式第6号）を提出して下さい。

Q. 補助金はいつもらえますか？

- A. 申請した年度内に返還すべき奨学金をすべて返還したことを証する書類等とともに実績報告書を3月末までに町に提出していただく必要があります。提出された書類等により町が審査を行い、適当と認めた場合に補助金を交付します。そのため、申請があった翌年度の4月末までに、請求書に記載してある口座に補助金を入金します。

対象要件チェックリスト

- 大学等の在学中に本人名義で奨学金（日本学生支援機構）の貸与を受けた
- 就職日又は転入日あるいは奨学金返還開始日のいずれか遅い日が令和3年4月1日以降（日本学生支援機構奨学金の場合）または令和5年4月1日以降（石川県育英資金の場合）
- 申請年度末に35歳未満で、初年度申請より5年以上定住する見込みである
- 中能登町に住民登録されており、居住の実態がある
- 正規雇用により町内事業所等に就業している（ただし公務員は除く）
- 奨学金の返還に際し、他からの助成を受けていない
- 町税等を滞納していない